

19 厚生年金保険（給付3）請求と裁定の意義、および、障害年金

年金を受け取り始めるためには、加入者が日本年金機構に請求し、機構での裁定を経ることになります（厚生年金保険（給付1）給付額を参照）。給付には、リスクの発生原因別に老齢・遺族・障害の3種類があり、老齢年金の受給開始年齢も65歳ではなく、早ければ60歳、遅ければ75歳とすることが可能ですから、加入者の意思確認が必要です。加えて、日本年金機構で管理されている自らの加入記録が正しいかチェックもしておかなければなりません。よって、請求と裁定という手続きは不可欠です。

もっとも、加入者が意思決定するとしても、不確定要素が多くったり、年金制度は複雑なため限られた個人の知識では難しかったりする場合が少なくないでしょう。障害年金はその1つとしてあげられます。次のような例を考えます。間もなく60歳になるAさんがいます。慢性腎不全のため近く人口透析を始める予定です。透析開始後も、通勤日数は制限しつつ勤務は続けられる見込みです。生活費補填のため、以前耳にしたことがある老齢年金の繰り上げ受給が頭をよぎります。65歳受給開始に比べ2～3割減額されるという数字も記憶にありますが、やむを得ないかなと考えています。

ところが、Aさんの場合、障害年金を受け取ることができ、老齢年金の繰り上げ受給を選択した場合に比べ年金額が有利になる可能性があります。日本年金機構の「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」¹には、人工透析療法施行中であれば障害年金2級に認定されるとあります。実際、2019年の厚生労働省の調査（現時点、これが最新です）によれば、障害年金受給者210万人のうち34万人は勤務を続けています。会社に勤務しながらも年金を受け取れる可能性があるのです。

（図表1）障害年金受給者の日常生活の形態

日常生活の形態	(万人)
1 ほとんど家庭内で過ごす	80
2 老人福祉施設（特別養護老人ホーム等）・老人保健施設・介護医療院に入所	9
3 病院（一般病院・介護療養型医療施設等）に入院	13
4 障害者のための社会福祉施設等※1に入所	19
5 障害者のための施設※2に通所	39
6 その他（会社で勤務している等）	34
不明	17
計	210

（資料）厚生労働省「年金制度基礎調査（障害年金受給者実態調査）令和元年」第13表より作成

（注）※1 障害者支援施設、障害児入所施設等。※2 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター等。

¹ [01.pdf](#)

(図表2) 「老齢年金の繰上げ請求についてのご確認」の抜粋

3. 他年金などへの影響

① 65歳になるまでの間、雇用保険の基本手当や高年齢雇用継続給付が支給される場合は、老齢厚生年金の一部または全部の年金額が支給停止となります。(繰上げ請求した老齢基礎年金は支給停止されません。)	<input type="checkbox"/>
② 厚生年金保険に加入した場合のほか、国会議員や地方議員になった場合には、給与や賞与の額に応じて、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。(繰上げ請求した老齢基礎年金は支給停止されません。)	<input type="checkbox"/>
③ 繰上げ請求した老齢年金は、65歳になるまでの間、遺族厚生年金や遺族共済年金などの他の年金と併せて受給できず、 <u>いずれかの年金を選択することになります。</u>	<input type="checkbox"/>
④ 繰上げ請求した日以後は、国民年金の寡婦年金は支給されません。寡婦年金を受給中の方は、寡婦年金の権利がなくなります。	<input type="checkbox"/>
⑤ 繰上げ請求した日以後は、 <u>事後重症などによる障害基礎(厚生)年金を請求することができません。</u> (治療中の病気や持病がある方は注意してください)。	<input type="checkbox"/>
⑥ 老齢厚生年金の繰上げ請求をされた場合、厚生年金保険の長期加入者や障害者の特例措置を受けることができなくなります。	<input type="checkbox"/>

(資料) 日本年金機構「老齢年金の繰上げ請求についてのご確認」

仮に、Aさんにそうした障害年金の知識がなく（多くの方はそうでしょう）、老齢年金の繰上げ請求を行ったとしても、日本年金機構からは待ったがかかるはずです。日本年金機構からAさんに対し、繰上げには得失があることについての確認がAさんに対して求められ、そのなかに治療中の病気や持病がある人向けの項目があるためです（図表2）。いってたん、老齢年金を繰り上げ受給すると、障害年金を請求することが出来なくなってしまうので注意が促されるのです。

とはいって、Aさんがより早い段階で障害年金の知識を持っていれば生活設計も立てやすかったでしょうし、年金制度に関する知識のある・なしで年金受給に有利不利が生じてはなりません。そのためには、まず、日本年金機構のみならず、かかりつけ医、地方自治体などを通じた情報提供ルートの拡大、次いで、より根本的には年金制度の簡素化により理解を容易にすることが必要といえましょう。